平成２３年（フ）第８８１０号
大阪市港区弁天４丁目14番27―905号
破産者　三好　修二
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８３１号
大阪市鶴見区横堤３丁目２番18号
破産者　小寺　　覺
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８５１号
大阪市天王寺区味原町15番14号　朝日マンション27号
破産者　長野とよ子
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８５２号
大阪府箕面市小野原東６丁目37番30号
破産者　山本　　香（旧姓鎌口）
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３号
大阪府守口市南寺方中通１丁目６番７号
破産者　小廻工業所こと　小廻　利孝
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０号
大阪府枚方市養父丘１丁目６―43　ルヴェール印吟202号、住民票上の住所大阪府枚方市招提南町１丁目33番15号
破産者　松尾　歳実
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１１号
大阪市西淀川区姫里３丁目４番23―402号
破産者　室田千鶴子
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１４号
大阪府東大阪市島之内１丁目５番13号　セラヴィ島之内103号
破産者　居酒屋ツツうラウラこと　上野　恵司
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０４号
大阪府藤井寺市さくら町２番２―607号
破産者　アトリエ・インチャント・ワインドこと　中嶋　圭司
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０６６号
堺市西区鳳中町５丁175番地８、前住所大阪市平野区加美西１丁目13番36―701号
破産者　杉本　昌子
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７２０号
大阪府河内長野市錦町24番22―103号、前住所大阪府河内長野市錦町25番85号、開始決定時の住所大阪府富田林市五軒家１丁目16番52号
破産者　濱中　晃子（旧姓浅見）
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６４号
岡山県真庭市勝山288番地１
破産者　中室　幹雄
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１５７号
福岡県飯塚市菰田西３丁目８番17号　アークパレス505号
破産者　円城寺竜二
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第４３５号
大分県別府市大字南立石1853番地の２
破産者　日名子英明
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４３１号
岩手県北上市村崎野19地割286番地10　ステップアップＢ101
破産者　辻　　良広（旧姓永山）
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第９６号
秋田県横手市雄物川町今宿字今宿17番地
破産者　大久保弓弦
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第４７１号
埼玉県羽生市大字藤井上組772番地２
破産者　関根　晴一
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４号
埼玉県行田市大字谷郷466番地６
破産者　田中　清信
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３３３５号
横浜市港北区菊名４丁目６番52―406号
破産者　恩田　　誠
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部